

新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習の 取り組みの成果と課題 —文京学院大学の取り組みから—

平野 裕司*・金子 恵美*・篠原 純史*・高橋 明美*・
田嶋 英行*・鳥羽 美香*・中島 修*

本稿は社会福祉士養成課程新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習に焦点を当て報告するものである。2021年度より実施された社会福祉士養成課程新カリキュラムでは「相談援助実習」という名称が「ソーシャルワーク実習」に変更され、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶことができるよう、実習時間数が180時間から240時間に拡充され、機能の異なる2か所以上の事業所で実習を行うこととなった。そうした背景のもと文京学院大学でも新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習実施に向けた取り組みが行われた。ソーシャルワーク実習実施までのプロセス、実習施設・機関と養成校が協働して作成した基本実習プログラムにおいて重視した点や成果と課題、基本実習プログラムを用いた実習展開の成果と課題を整理した。その結果、負担とされていた基本実習プログラム作成を実習施設・機関と養成校で実施することにより、ソーシャルワーク実習の内容・意義等の共通理解につながり、よりよい実習展開となることが示唆された。

Key words : 社会福祉士養成課程, 新カリキュラム, ソーシャルワーク実習

問題の所在と背景

1987(昭和62)年「社会福祉士及び介護福祉士法」が施行され、社会福祉士という国家資格を有するソーシャルワーク専門職が我が国に誕生した。社会福祉士国家資格制度が創設されて35年以上が経ち、少子高齢化等の社会状況の変化により支援ニーズも多様化・複雑化し、高齢者支援、障害児・者支援、子ども・子育て支援、生活困窮者支援といった分野のみならず、教育や司法等と社会福祉士の活躍の場は広がってきている。一方で、多様化・複雑化した課題(ニーズ)に対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築が急務となる。そうした背景のもと、2020(令和2)年6月に出された、地域共生社会実現のための社会福祉法等

を一部改正する法律の通知によると「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民1人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会」とされている。また、2018(平成30)年3月社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会から出された「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」では、先に述べた地域共生社会の実現に向け、社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮し、制度横断的な課題への対応や必要な資源の開発といった役割を担うことが求められている。そして、これらの実践力を身につけた社会福祉士を養成するために、養

*人間学部人間福祉学科

成カリキュラムの内容や実習・演習の見直しが行われた。新カリキュラム施行に伴い、厚生労働省(2020)よりソーシャル実習における教育内容の「ねらい」「教育に含むべき事項」が示された。ソーシャルワーク実習では、「教育に含むべき事項」を達成する形での実習展開をする必要があることから、実習施設・機関毎に基本実習プログラムの作成を行う必要性が生じた。

しかし、新カリキュラムにおける基本実習プログラムに焦点化した研究は、ほとんど見当たらない。中村(2011)はソーシャルワーク実習プログラム作成の考え方を整理し特別養護老人ホームにおける基本実習プログラム案を提示した。巻(2022)は相談援助実習とソーシャルワーク実習との間の実習行動目標の実施可能性について、実習施設の意識調査を行い、その認識の把握と検討課題を採った。本研究の独自性は、大学と実習機関・施設との協働による基本実習プログラム作成の取り組みを検討し、実習機関・施設との共通認識の構築、基本実習プログラムこれが教育にもたらす成果と課題を明らかにした点にある。文京学院大学(以下、本学と記す)でも、2021年度から新カリキュラムに基づき社会福祉士養成教育を実施している。実施にあたり、シラバスの見直しとソーシャルワーク実習実施に向けた実習施設・機関への説明・調整を行なった。従来の相談援助実習における3段階モデルと比べて、新たなソーシャルワーク実習における3つの構成要素は、実習機関・施設にとってイメージしにくいものであった。しかし基本実習プログラムの作成を協働することによって、実習機関・施設がこれに対する理解を深め、学生にもより具体的なものとして提示することができた。

本研究では、社会福祉士養成課程新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習に焦点を当て、厚生労働省等が示す事項に準じた本学社会福祉士養成課程の取り組みからソーシャルワーク実習実施までのプロセス等を明らかにし、新カリキュラムへの転換に関わる成果と課題を考察する。エビデンス・ベースド・プラクティスの研究手法を援用し、基本実習プログラムの作成プロセスを分析して、目標到達型実習への転換を示すことが、本研

究の意義である。

研究の目的と方法

本研究は、社会福祉士養成課程における新カリキュラムでのソーシャルワーク実習実施に向けた本学の取り組みから、プロセスを整理する。また、基本実習プログラムを用いたソーシャルワーク実習基本実習プログラム作成において重視した点と課題を明らかにし、実習施設・機関と養成校の協働のあり方について考察することを目的とする。

方法として、1)新カリキュラムに関連する文献・資料の記述の整理(「基本実習プログラム」の概念を含めて)、2)本学の取り組み、3)現場からの意見聴取を用いる。

これによって基本実習プログラムの成果と課題を抽出し、新カリキュラムでのソーシャルワーク実習においてより重要となる大学と実習機関・施設の共通認識を深めるプロセスを提示し、地域社会における新たなリスクに対応できるソーシャルワーカー養成のための実習教育の手立てを明らかにする。

倫理的配慮

本稿の記載内容については、個人や実習施設・機関を特定し得る情報は含まれていない。加えて文京学院大学研究倫理規定及び一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守する。

結果

1. 新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習の展開

(1) 新カリキュラム施行に伴い示されたソーシャルワーク実習の「ねらい」と「教育に含む事項」

2020(令和2)年厚生労働省より示された、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」では、「ソーシャルワーク実習」のねらいについて以下のように示されている。

① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理

に基づく支援を行うための実践能力を養う。② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。

つまり、“福祉現場を知る”や“クライアントと

関わり何かを感じる”といった曖昧な目標ではなく、社会福祉士として最低基準（ミニマムスタンダード）を満たしうる価値・知識・技術を習得するという具体的な目標が必要となる。そして、この改定の意図を明らかにするために、新カリキュラムのねらいと内容を表1に整理した。以下、表1に記した「教育に含むべき事項」を社会福祉士養成課程旧カリキュラム（以下、旧カリキュラムと記す）と比較し、その相違点を浮き彫りにする。まず、新カリキュラムでは、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態をソーシャルワーク実習で学ぶことを

表1：ソーシャルワーク実習の教育に含むべき事項

| 教育内容 | |
|---|--|
| ねらい | 教育に含むべき事項 |
| ① ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 | 実習生は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ① 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成 ② 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成 ③ 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価 ④ 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価 ⑤ 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解 ⑥ 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ ⑦ 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ⑧ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。） ⑨ 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解 ⑩ ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解 ・アウトリーチ ・ネットワーキング ・コーディネーション ・ネゴシエーション ・ファシリテーション ・プレゼンテーション ・ソーシャルアクション |
| ② 支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。 | |
| ③ 生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 | |
| ④ 施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 | |
| ⑤ 総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。 | ソーシャルワーク実習指導担当教員は巡回指導等を通して実習生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 |

出典：2020（令和2）年文部科学省高等教育局長/厚生労働省 社会・援護局長通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（最終改訂：令和2年3月6日文科高第1122号・社援発0306第23号）」より抜粋し、筆者表作成。

達成するため、教育に含むべき事項⑦として、「地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解」の文言が追加された。また、「施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際」内容については、表1の⑧に示したように「チームマネジメントや人材管理の理解を含む」の文言が追加された。さらには、「ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解」として表1の⑩に示したように「ネゴシエーション、ファシリテーション、プレゼンテーション、ソーシャルアクション」の項目が追加されている。

(2) 新カリキュラム施行に伴う3段階実習プログラムの見直し

旧カリキュラムでは【職場実習】【職種実習】【ソーシャルワーク実習】の3段階で相談援助実習が実施されてきた。一方、新カリキュラムでは

実習時間が180時間以上から240時間以上に拡充され、機能の異なる2か所以上の実習施設・機関での実習実施が必要となった(うち1か所は180時間以上の実習実施が必要)。したがって、ソーシャルワーク実習では180時間以上の実習と60時間の実習が実施されることになる。日本社会福祉士会(2022)が指摘するように、60時間実習という短期間では、従来の3段階での実習モデルは機能しない。新たに、【ソーシャルワーク実践の理解】【ソーシャルワーカーの理解】【ソーシャルワーク実践の理解(発展的を含む)】というソーシャルワーク実践の構成要素が提示され(図1)、これに沿った「目標達成型の実習」へと転換したことから、この構成要素の枠組みのもとに、具体的な実習の達成目標・行動目標を明らかにした基本実習プログラムの作成が求められることとなった。

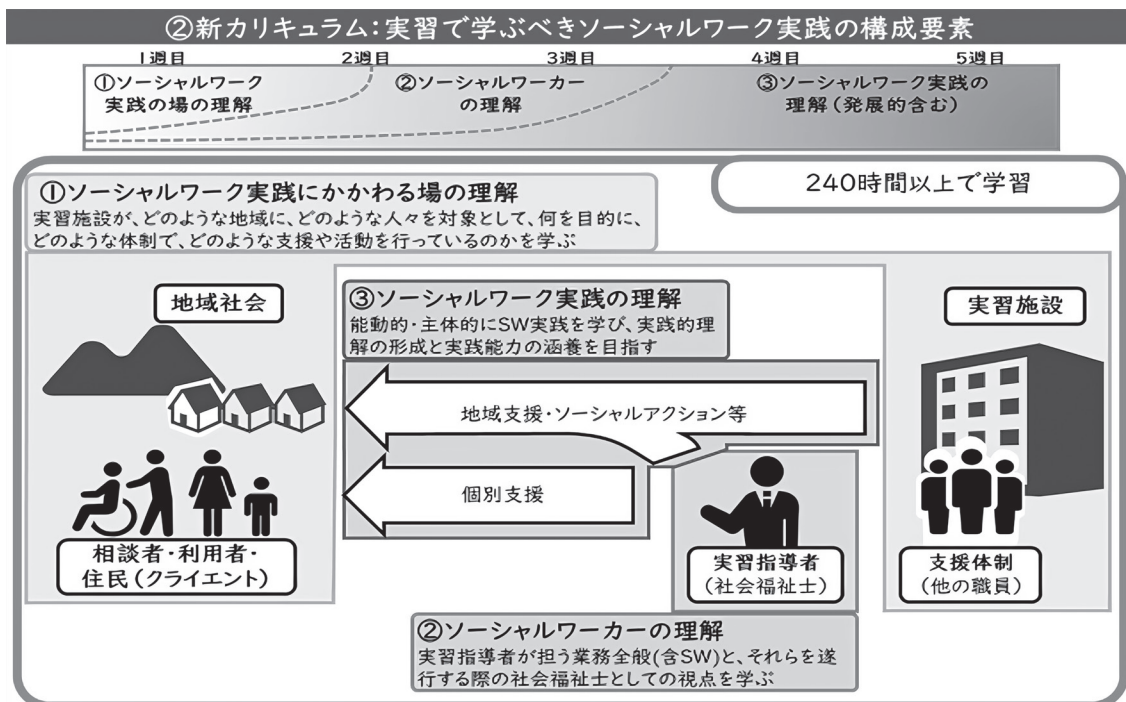


図1：ソーシャルワーク実習で学ぶべきソーシャルワーク実践の構成要素

出典：添田正揮(2022). 社会福祉士養成課程における教育内容の見直しの要点～実習教育を中心に～ 文京学院大学実習協議会資料, 33.

2. 文京学院大学における社会福祉士養成課程新カリキュラム施行に伴う取り組み

(1) 本学におけるソーシャルワーク実習の構成と実習実施時期

本学では表2のプロセスで進められている。また、ソーシャルワーク実習は、原則3年次に180時間、4年次60時間とし、介護福祉士養成課程・精神保健福祉士養成課程の実習を履修する学生については2020（令和2）年文部科学省高等教育局長/厚生労働省 社会・援護局長通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る

指針について」（最終改訂：令和2年3月6日元文科高第1122号・社援発0306第23号）の実習に関する事項（3）で示されているように60時間を上限としてソーシャルワーク実習の時間を免除している。これを踏まえ、社会福祉士養成課程の教員（以下、本学教員と記す）及び実習指導室教員・職員は、本学においてリンクする他養成課程の実習実施状況を調査し、実習実施が可能かつ効果的な時期について検討し、ソーシャルワーク実習の配属先・実施時期の調整を行なった（表2参照）。

表2：本学におけるソーシャルワーク実習・実習指導・演習履修の流れ

| 学年 | 演習 | 実習指導 | 実習 |
|-------|-----------------|---------------|-------------|
| 2年次前期 | ソーシャルワーク演習 | | |
| 2年次後期 | ソーシャルワーク演習（専門）Ⅰ | ソーシャルワーク実習指導Ⅰ | |
| 3年次前期 | ソーシャルワーク演習（専門）Ⅱ | ソーシャルワーク実習指導Ⅱ | ソーシャルワーク実習Ⅰ |
| 3年次後期 | ソーシャルワーク演習（専門）Ⅲ | ソーシャルワーク実習指導Ⅲ | |
| 4年次前期 | ソーシャルワーク演習（専門）Ⅳ | ソーシャルワーク実習指導Ⅳ | ソーシャルワーク実習Ⅱ |

出典：文京学院大学（2023）. ソーシャルワーク（相談援助）実習の手引き 文京学院大学社会福祉士養成課程, 3.

(2) 本学ソーシャルワーク実習実施に向けたプロセスと基本実習プログラムを用いたソーシャルワーク実習の展開

① 本学ソーシャルワーク実習における基本実習プログラム作成プロセス

本学ソーシャルワーク実習における基本実習プログラムは、以下のプロセスで作成した。実習機関・施設（医療、地域、高齢、子ども・家庭、障害）に対して、概ね2022年8月～9月に新カリキュラムに基づく実習を実施する旨を、電話及び文書にてお知らせした。この際に、実習機関・施設からは、新カリキュラム施行について多くの質問と不安の声がよせられた。そうした声を解決するため、2022年11月に実習研究協議会を開催し、日本福祉大学 添田正輝先生を講師とし、「社会福祉士養成課程における教育内容の見直しの要点～実習教育を中心に～」をテーマに講演を実施した。また、本学教員・職員が新カリキュラムについて学ぶための勉強会を開催し、学内の共通認識を深めるとともに、基本実習プログラムの作成を含め

たソーシャルワーク実習実施までのプロセスの検討を行なった。

このような学内外の共通理解という準備段階を経て、2023年1月～6月に学生の実習配属を予定する実習施設・機関に電話連絡をしたうえで、本学教員が訪問またはオンライン・メール・電話等で新カリキュラムの概要、基本実習プログラム作成の意義と作成方法について改めて説明を行い、基本実習プログラムの作成を依頼した。依頼に際しては、公益社団法人日本社会福祉士会が刊行している「新版 社会福祉士実習指導者テキスト」（2022）に掲載されている基本実習プログラム例をもとに本学教員が作成した基本実習プログラムモデル（以下、基本実習プログラムモデルと記す）を配布した。表3は、本学教員が新カリキュラム概要説明を実施方法と対応した施設数及び対応頻度である。実習施設・機関への訪問をはじめとし、直接的なやり取りを繰り返し、作成したことを示している。具体的な作成プロセスとして、i 実習指導者等による基本実習プログラムモデル（紙ま

たはExcelデータ）の確認，ii 各実習施設・機関において実施していない事項の削除及び実施しているが記載されていない事項の追記，iii 作成した基本実習プログラム（案）をオンライン上で画面

共有する等して実習指導者と本学教員と一緒に修正・加筆，というようなスモールステップを踏んで，本学と実習機関・施設との協働を重視した。

表3：新カリキュラム概要説明実施施設数及び対応頻度

| 領域 | 説明実施方法と実施対象施設数 | 対応頻度 |
|--------|------------------------------|--------------------------|
| 医療 | 訪問（11施設） メール・電話（2施設） | 訪問（1回） メール・電話（複数回） |
| 地域 | オンライン上での説明+メール・電話でのやり取り（8施設） | オンライン（2回） メール・電話（複数回） |
| 高齢 | 訪問（施設系6施設・在宅系1施設） | 訪問（1～2回） メール・電話（複数回） |
| 子ども・家庭 | 訪問（1施設） メール・電話（6施設） | 訪問（1回） メール・電話（複数回） |
| 障害 | 訪問（4施設） メール・電話（1施設） | 訪問（1回） メール・電話（複数回） |

※上記記載の実習施設・機関数は原則夏実習（2023年7月～12月までに実習）実施予定施設である。

② 基本実習プログラム作成において重視した点
実習施設・機関との基本実習プログラムの作成において，領域間に共通し重視した点は，ソーシャルワーク実習教育に含むべき事項の10項目（表1参照）における，ミクロ，メゾ，マクロ領域のソーシャルワーク実践を学ぶことである。実習施設・機関内だけでなく，地域の中でソーシャルワーク実践がどのように展開しているのか，包括的に学生が学ぶことができる内容となるよう，工夫・注意喚起した。一方で，教員と各実習機関・施設との濃密なやり取りから，領域毎の特色が浮かび上がってきた。このような領域の独自性を活かすために【医療】【地域】【高齢】【子ども・家庭】【障害】の領域毎に整理した。

【医療】

医療機関の特徴（病床機能，医療機関のある地域，対象とする患者，医療機関独自の取り組み，併設施設の有無など）は多岐に渡っていたが，基本実習プログラムには，ソーシャルワーク実習における共通の「ねらい」と「教育に含むべき事項」を満たした上で，それぞれの医療機関の特徴や既に取り組んできた実習内容が反映されること，実

習施設や学生にとって実行性があることを重視した。

【地域】

社会福祉協議会といっても都内と埼玉県内では地域性や実施事業等様々な違いがある。基本実習プログラムでは実施事業の特徴（コミュニティソーシャルワーク，福祉教育等）等を基本実習プログラムに反映させると共に，その事業における社会福祉士の役割や多職種連携の実際を学べるようにすることを重視した。

【高齢】

在宅系の基本実習プログラムの作成では，地域（在宅）での支援という地域包括支援センターの特性を踏まえ，様々な地域活動（サロン活動，ボランティアとの交流，社会資源マップ作り）があることを通してソーシャルワーク実践を学べるようにすることを重視した。施設系の基本実習プログラムの作成では，生活の場としての特別養護老人ホームでの利用者の生活と看取り等，さらに地域との交流も含めて学ぶこととその際の社会福祉士の役割や多職種の連携（チームマネジメント）に

ついて学べるようにすることを重視した。

【子ども・家庭】

基本実習プログラムの作成では、社会保障審議会児童部会2016（平成28）年3月10日「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」において示された事項に基づき実施する必要がある、子ども家庭への支援は身近な場所で行われる必要があること、子ども家庭福祉の支援における指導的職員が有すべき知識・技能、子ども・家庭・地域を一貫して理解する必要性等を学べるようにすることを重視した。

【障害】

基本プログラムの作成では、現場の実践が基本実習プログラムのどこにあたるのかを確認し、実践と基本実習プログラムとの乖離がないようにすることを特に重視した。さらには、実習施設・機関の特性を活かした事業について、プログラムのどの項目に位置付けるかについて検討したのち、赤字やマーカーを使って強調し、施設の事業展開を学べるようにすることを重視した。

③ 基本実習プログラム作成によって得られた成果と課題

基本実習プログラム作成時及び実習巡回指導の際に、基本実習プログラムに対する実習機関・施設の意見・評価を得た。これを成果と課題に分けて整理する。

領域共通の成果として、「プログラムを作成したことで、施設・機関の社会福祉士に求められる業務がより明らかになった」「基本実習プログラムモデルを基にした作成作業により施設・機関が今後取り組むべき課題が明らかになった」等の評価が聞かれた。

課題としては、「新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習とそれに伴う基本実習プログラムの作成方法がわからない」「作成時間がない」「旧カリ・新カリの実習指導者の講習を受けた者が混在し、混乱が生じている」「上司が旧カリの実習指導者研修を受けており、新カリでの実習実施に抵抗がある」等の不安や戸惑いがあった。

④ 基本実習プログラムを用いた実習展開によって得られた成果と課題

本学ソーシャルワーク実習に関わる教員・職員から構成される相談援助連絡会において、基本実習プログラムを用いた実習展開に関する評価を得た。これを実習教育の成果と課題に分けて整理する。

実習前には、学生は基本実習プログラムをもとに、実習に向けた事前学習に取り組むことができた。また、学生が実習中に取り組むべき実習課題が可視化されたため、実習施設・機関での実習内容と齟齬のない実習計画書の作成が可能となった。実習中は、実習施設・機関における実践の内容が明確になったことで、学生が日々の実習目標を立てやすくなり、目標を達成するための具体的な事項を基本実習プログラムより探し、実習中の重視すべき点としていた。また振り返りにおいても「ねらい」と「教育に含むべき事項」に即して行うことができた。

さらには、実習指導者から目標に焦点化した助言をいただくことによって、学びを深めることができた。実習生と実習指導者が共に基本実習プログラムを確認することを通して、まだ取り組んでいない内容も浮かび上がり、これに取り組むことができる実習場面が柔軟に組み込まれた。

一方、基本実習プログラムに基づき忠実に実習内容を組み立てることで、プログラムには表現しきれない実習内容が個別実習プログラムや評価項目に反映されにくいという課題が明らかになった。また、基本実習プログラムを活用することによって各自が設定した目標に向けて実習を展開する学生がいる一方で、実践の現場に慣れることが優先課題となり、実習プログラムを十分に活用できない学生もいた。学生のタスク遂行能力に大きな幅があることから、今後は基本実習プログラムを基に個々の学生に合わせた個別実習プログラムの作成について、学生の主体性を尊重しながら実習先・大学が協働してその作成を支援していくことが求められる。

考察

本学では2022年8月より新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習実施に向けた取り組みを実施した。そうした中において、実習施設・機関からの新カリキュラム内容の質問・不安等が明らかになった。本学社会福祉士養成課程では、そうした実習施設・機関からの声を受け止め、解決に向け実習研究協議会を開催した。実習研究協議会において新カリキュラムの内容検討に関わった講師を招き、新カリキュラムについて講演いただいたことは、不安を解消するとともに、既に実習指導者研修を終えた指導者への説明の機会となった。

また、本学教員が新カリキュラムについて学ぶため勉強会を開催した。勉強会を実施したことにより、教員・実習指導室職員間で新カリキュラムの概要を知り・理解するとともに、ソーシャルワーク実習実施までのプロセスの検討が行われた。このことにより共通認識された。

2023年1月～6月にかけて実習施設・機関へ新カリキュラムの概要、基本実習プログラム作成の意義と作成方法を、基本実習プログラムモデルをもとに説明し、作成依頼できたことは漠然としていた新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習の具体的な実施イメージを創ることができたと考えている。

2023年7月から始まったソーシャルワーク実習では、基本実習プログラムに基づく大学での事前学習と実習計画書の作成により、学生の実習に対する不安感が軽減され、より効果的なソーシャルワーク実習となった。

したがって、新カリキュラムに基づくソーシャルワーク実習の実施のプロセスにおいて基本実習プログラムの作成は負担でもあったと思われるが、実習施設・機関と養成校がともに協議しながら作成することはソーシャルワーク実習の内容・意義を共通認識し、ソーシャルワーク実習に臨むことが可能となっており、基本実習プログラムの作成を協働することで生まれた成果であった。このことは、実習施設・機関と本学で培ったこれまでの協働関係で成り立ったものであるが、今回の作成プロセスを経て、さらに実習施設と本学との協働

関係を緊密にしたいと考える。

今後の課題

本学では今年度ソーシャルワーク実習Ⅰとして180時間実習を実施した。次年度はソーシャルワーク実習Ⅱとして60時間実習が実施される。そうした際に180時間実習の内容やソーシャルワーク実習Ⅱでのねらいの共有・引継ぎが課題として考えられる。また、実習業務においても60時間実習と180時間実習双方実施されることによる負担が懸念されるとともに、実習施設・機関の受け入れ体制の再構築と養成校の教員・職員の体制の見直しも今後の課題だと考える。

引用文献

- 文京学院大学 (2023). ソーシャルワーク (相談援助) 実習の手引き 文京学院大学社会福祉士養成課程, 3.
- 厚生労働省 (2016). 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 (提言) 社会保障審議会児童部会. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf> (2023年9月1日)
- 厚生労働省 (2020). 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について (最終改訂: 令和2年3月6日 元文科高第1122号・社発発0306第23号). <https://www.mhlw.go.jp/content/000604913.pdf> (2023年9月1日)
- 巻康弘 (2022). ソーシャルワーク実習 (社福) の実施可能性と課題～行動目標に対する実習指導者調査より～, 北海道医療大学看護福祉学部学会誌18 (1), 137-148.
- 中村剛 (2011). ソーシャルワーク実習プログラム試論. 関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 15 (1), 37-47.
- 日本社会福祉士会 (2022). 新版 社会福祉士実習指導者テキスト 中央法規出版株式会社, 115, 170-246.
- 添田正揮 (2022). 社会福祉士養成課程における教育内容の見直しの要点～実習教育を中心に～ 文京

学院大学実習研究協議会資料, 1-17.

(2023.9.27受稿, 2023.11.6受理)